

新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市内外に食と花の銘産品の魅力を発信することを目的に、新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器（以下「機器」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 対象の機器は、次の表に定めるとおりとする。

対象機器	附属品	台数
小型モニター	ACアダプター、リモコン、説明書、 使用品目のデータを含むSDカード	9台
DVDプレイヤー	ACアダプター、リモコン、延長コード、 使用品目のデータを含むDVD	1台

(使用承認申請)

第2条 機器の使用を希望する者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器使用申請書（様式第1号）を新潟市長（以下「許可者」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 許可者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、機器の使用を許可する。

- (1) 新潟市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 借受者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、許可者が機器の使用について不相当であると認めるとき。

2 前項の許可は、新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器使用許可書（様式第2号）をもって行う。

（使用料）

第4条 使用料は、無料とする。

（使用方法）

第5条 借受者は、許可者から直接機器を借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 借受者は利用時に機器に異常がないことを確認し、これをもって正常な性能を具備しているものとみなし、利用を開始する。

（使用上の遵守事項）

第6条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間は原則2か月までとし、使用期間を遵守すること。
- (3) 機器に表示された所有権の表示や標識を抹消及び取り外さないこと。
- (4) 返却時には、附属品も同梱されているか確認のうえ返却すること。
- (5) SDカード及びDVD内の「新潟市食と花の銘産品プロモーション動画」を複製しないこと。
- (6) 借受者は、機器を使用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (7) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

（使用許可の取消）

第7条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、借受者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

（故障・事故の措置及び補償）

第8条 機器の欠陥に起因する不具合の修理費用は、許可者の負担とする。

- 2 借受者の故意または重大な過失による機器の紛失や故障、破損時の修理等にかかる費用は、借受者の負担とする。
- 3 機器が、天災地変、その他利用者の責に帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、許可者の負担とする。
- 4 機器の故障、紛失、盗難等が発生した場合、原因を問わずにそれに起因する販売補償等は行わない。

(許可者の責任)

第9条 機器の使用により、借受者が被った被害に対しては、許可者は一切その責めを負わない。

(秘密保持義務)

第10条 借受者が本件業務遂行にあたって知り得た個人情報、適切に管理し業務の手続きのみの利用とする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、機器の取扱いに係る必要な事項は、許可者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月24日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器使用申請書

令和 年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）
氏名または名称
（代表者名）

下記のとおり、新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器を使用したいので申請します。

記

使用用途	
使用場所	
借入希望期間 ※原則2か月まで です。	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
借入希望機器 および台数	小型モニター : 台 DVD プレイヤー : 台
使用品目 ※該当品目に○を つけてください。	枝豆 ・ すいか ・ 日本なし 柿 ・ ル レクチエ ・ チューリップ
担当者連絡先	氏 名 : 電話番号 :

誓約書

- 私は暴力団又は暴力団員ではありません。
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

様式第2号（第3条、第6条関係）

新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器使用許可書

第 号
令和 年 月 日

様

新 潟 市 長
（食と花の推進課長）

令和 年 月 日付けで申請のありました新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器の使用については、新潟市食と花の銘産品プロモーション動画再生機器使用取扱要領を遵守することを条件に、下記のとおり許可します。

記

使用用途	
使用場所	
使用期間	令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）
貸出機器 および台数	
使用品目	